



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・推進及び国民生活の安定に寄与すること
	政策の達成目標	本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受することを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断D I」（「日銀短観」（日本銀行））、「中小企業の業況判断D I」（「中小企業景況調査」（中小企業庁））やGDPギャップの数値等を参考にする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	平成29年3月における日銀短観による全産業の業況判断D Iは10%Pt（前回（平成28年12月）調査から+3%Pt）、中小企業（非製造業）の業況判断D Iは4%Pt（前回調査から+2%Pt）となっている。前回と比較すると改善したものの、先行きの予測値は悪化しており、エネルギー価格の上昇が見込まれること等が懸念されていると思われる。GDPギャップについては、平成28年4月調査で0.61%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置によって、飲食店に対する需要はもとより、飲食店から派生して発生する需要の拡大を生み、経済全体で1.98の乗数効果が期待できる。  （出典）総務省「平成23年（2011年）産業連関表」
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金1億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。 こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について見直しを行ったことで、新規顧客の開拓等により交際費支出が促進され、企業活動の円滑化・活性化を図られることにより、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図られ、経済への効果が期待できる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○過去5年間の交際費支出額の推移  平成24年度 2,901,018百万円  平成25年度 3,082,536百万円  平成26年度 3,250,513百万円  平成27年度 3,483,834百万円  平成28年度 3,703,316百万円</p> <p>(出典) 国税庁「会社標本調査」</p>																																																				
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>																																																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>交際費の減少は、中小法人のみならず大法人においても顕著である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、地域活性化の観点からも大法人も含め交際費課税の特例措置が求められている。</p>																																																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>上記「政策の達成目標」に同じ。</p>																																																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>精査中</p>																																																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和29年度（交際費課税の創設年度）</p> <p>(最近の交際費課税の主な改正事項)</p> <table border="1" data-bbox="384 1048 1278 2022"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象法人</th> <th>損金算入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">昭和57年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成6年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">平成10年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(300万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>資本金5,000万円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 80%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成15年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(400万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>全法人</td> <td>一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成21年度 (経済危機対策)</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(600万円) × 90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成25年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>全額損金不算入</td> </tr> <tr> <td>1億円以下</td> <td>定額控除(800万円) × 100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">平成26年度</td> <td>資本金1億円超</td> <td>接待飲食費 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1億円以下※</td> <td>定額控除(800万円) × 100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1億円以下の事業者は、「全額損金算入×50%」との選択適用が可能。</p>		対象法人	損金算入限度額	昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円)	1,000万円以下	定額控除(400万円)	平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%	平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%	平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外	平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%	平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%	平成26年度	資本金1億円超	接待飲食費 × 50%	1億円以下※	定額控除(800万円) × 100%
	対象法人	損金算入限度額																																																			
昭和57年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																			
	5,000万円以下	定額控除(300万円)																																																			
	1,000万円以下	定額控除(400万円)																																																			
平成6年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																			
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 90%																																																			
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 90%																																																			
平成10年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																			
	5,000万円以下	定額控除(300万円) × 80%																																																			
	1,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																																			
平成14年度	資本金5,000万円超	全額損金不算入																																																			
	5,000万円以下	定額控除(400万円) × 80%																																																			
平成15年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																			
	1億円以下	定額控除(400万円) × 90%																																																			
平成18年度	全法人	一人あたり5,000円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外																																																			
平成21年度 (経済危機対策)	資本金1億円超	全額損金不算入																																																			
	1億円以下	定額控除(600万円) × 90%																																																			
平成25年度	資本金1億円超	全額損金不算入																																																			
	1億円以下	定額控除(800万円) × 100%																																																			
平成26年度	資本金1億円超	接待飲食費 × 50%																																																			
	1億円以下※	定額控除(800万円) × 100%																																																			
<p>ページ</p>	<p>15-3</p>																																																				